

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	一
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	二
人事委員会	
○人事委員会規則七―一(寒冷地手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則	三

教育委員会

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十七号

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成十六年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「記名押印させ」を「署名又は記名押印させ」に改める。

様式第二号、様式第三号、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十九号中「印」を削る。

様式第二十号中「氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を

「氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 署名又は印」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとみなす。

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十八号

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成十六年宮城県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第十一号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

地域事務所技術副所長
支地域事務所部長

保健福祉事務所	所	長
地域事務所	副	長
保健医療所	所	長
技術副所	所	長
支部	所	長

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―五十三―二十七

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表豊田市の項中「豊田市」を「川崎市 豊田市」に改め、同表千葉市 東京都府中市の項中「東京都府中市」の次に「小金井市」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。